

■落札後の手続き

1 落札後の手続き

- (1) 入札終了後に所沢市が落札者（最高価申込者）または次順位買受申込者となった方へメールを送信し、その公売物件の売却区分番号、整理番号、所沢市の所在および連絡先などをお知らせします。このメールは必ず所沢市に受信情報が届くように開いてください。

※このメールは入札終了日に送信します。入札した「Yahoo! JAPAN ID」でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」、「次順位買受申込者となりました」と表示されるにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面で落札後連絡先を確認しご連絡ください。

- (2) 送信されたメールに記載されている連絡先に電話をしてください、買受代金の納付方法等ご説明いたします。

2 買受代金などの納付

- (1) 納付していただく金額

ア 買受代金＝落札価額－公売保証金額

イ 登録免許税相当額：金額は買受人の方へ送信するメールでご案内します。

- (2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を所沢市が確認できることが必要です。

- (3) 買受代金納付期限は、所沢市から送信する電子メールもしくは公売物件詳細画面でご確認ください。

- (4) 買受代金の納付方法は次のとおりです。

ア 所沢市の指定する口座へ銀行振込。

イ 現金書留による送付（金額が50万円以下の場合のみ）

ウ 郵便為替による納付。

※発行日から起算して175日を経過していないものに限る。

エ 現金もしくは銀行振出の小切手を所沢市へ直接持参。

※銀行振出の小切手は、東京手形交換所管内のもので振出日から起算して8日を経過していないものに限る。

※受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。

<p>注意事項 必要書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。</p>

- (5) 代金納付期限までに、所沢市が買受代金の納付を確認できない場合、落札者は、その物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。
- (6) 落札者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や物件の引渡を受ける場合は、「8 代理人が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

3 公売財産の権利移転および引渡

所沢市インターネット公売ガイドライン「第5 公売財産の権利移転および引渡について」をご覧ください。

4 自動車の場合の必要書類の提出

- (1) 次の書類を、所沢市へ提出してください。
 - 必要書類の提出先は入札期間終了後に執行機関が落札者（最高価申込者）となった方へ送信するメールにてご確認ください。
 - ア 所沢市が落札者（最高価申込者）へ送信した電子メールを印刷したものの
 - イ 落札者が個人の場合は、公的機関が発行した住所証明（住民票等）
 - ウ 落札者が法人の場合は、法人の商業登記簿抄本
 - エ 所有権移転登録請求書（所沢市ホームページより様式を印刷してください。）
 - オ 郵便切手 1,500 円程度
- (2) 必要書類は、郵送もしくは直接、所沢市に持参してください。
- (3) 落札者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付および必要書類の提出等を行う場合は、「8 代理人が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

5 自動車の場合の権利移転登録の嘱託

※所沢市は物件の権利移転の登録のみを行い、実際の引渡義務を負いません。

※公売財産にかかる買受代金全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。

- (1) 所沢市は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合は、公売参加申込時に入力された内容および提出された書類をもって権利移転の手続き（移転登録等の嘱託）を行います。

- (2) 売却決定後、落札者が買受代金の納付をしたときに所有権等の権利が移転します。
- (3) 所沢市は、買受代金の納付が確認された後に、落札者に対して「売却決定通知書」を交付します。
※売却決定通知書（正本）は所有権移転等の登録の際に必要な場合がありますので、執行機関で一度お預かりすることがあります。お預かりした売却決定通知書は、登録手続き完了後にお返しします。
- (4) 詳細は落札後にいただく電話などで説明します。
- (5) 権利移転の登録手続き完了までは、入札期間終了日から 1 か月半程の期間を要します。

6 不動産の場合の必要書類の提出

- (1) 次の書類を、所沢市へ提出してください。
 - 必要書類の提出先は入札期間終了後に所沢市が落札者（最高価申込者）または次順位買受申込者となった方へ送信するメールにてご確認ください。
 - ア 所沢市が落札者（最高価申込者）または次順位買受申込者へ送信した電子メールを印刷したもの
 - イ 落札者が個人の場合は、公的機関が発行した住所証明（住民票等）
 - ウ 落札者が法人の場合は、法人の商業登記簿抄本
 - エ 所有権移転登記請求書（所沢市ホームページより様式を印刷してください。）
 - オ 権利移転の許可書または届出受理書（公売財産が農地を含む場合）
 - カ 郵便切手 1,500 円程度
- (2) 必要書類は、郵送もしくは直接所沢市に持参してください。
- (3) 落札者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付および必要書類の提出等を行う場合は、「8 代理人が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

7 不動産の場合の権利移転登記の囑託

※所沢市は物件の権利移転の登記のみを行い、実際の引渡義務を負いません。
※公売財産にかかる買受代金全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。（農地等を除く）

- (1) 所沢市は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続き（所有権移転登記の囑託）を行います。
- (2) 売却決定（開札日の 7 日後）後、農地等を除き買受人が買受代金を納付したときに所有権等の権利が移転します。

- (3) 所沢市は、買受代金の納付が確認された後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。
- (4) 詳細は落札後にいただく電話などで説明します（次順位買受申込者の方には、落札者（最高価申込者）の方の買受代金納付期限後にご連絡して説明します。）。
- (5) 権利移転の登記手続き完了までは、入札期間から 1 か月半程の期間を要します。

8 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が買受代金の支払等の手続きができない場合は、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

- ア 委任状（双方の実印が押印されていることが必要です。）
- イ 落札者本人の印鑑証明書（発行から 3 か月以内のものに限ります。）
- ウ 代理人の印鑑証明書（発行から 3 か月以内のものに限ります。）
- エ 代理人が、所沢市に来庁する場合は、代理人の運転免許証など本人確認書面が必要となります。

※ 落札者が法人の場合で、その法人の従業員の方が買受代金の納付や引渡を受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状が必要となります。

お問い合わせ

- ◇ 所沢市財務部収税課
- ◇ 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1
- ◇ メールアドレス syuuzeikoubai@city.tokorozawa.saitama.jp
- ◇ 電話番号 04-2998-9073（直通）
- ◇ 受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時